

有資格業者に対する指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
(株) J P ハイテック	東京都千代田区九段北 4-2-5

2. 指名停止措置期間

平成 22 年 5 月 28 日 ~ 平成 22 年 6 月 10 日 (2 週間)

3. 指名停止措置の範囲

東北地方整備局管内

4. 事実概要

平成 21 年 2 月 24 日、電源開発(株)発注の「滝発電所 2 号機操作油循環ろ過」において、請負者の(株) J P ハイテックは、作業員に地下 2 階から油ろ過機を運び出す作業を行わせていた。作業員は、地下 1 階床面に機材の搬入出のため設けられているハッチのグレーチングを外し、天井クレーンでろ過機を地下 1 階まで上げた後、作業員がグレーチングをハッチにはめようとした時、ハッチから 4 メートル下の地下 2 階に墜落し、頸髄損傷により四肢麻痺、自己呼吸不能の重傷を負ったものである。

当該事故は、労働安全衛生法第 21 条第 2 項「事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。」などに違反するとして、会津労働基準監督署は、平成 21 年 8 月 12 日に、本件を労働安全衛生法違反被疑事件として福島地方検察庁会津若松支部に書類送検した。このことより、(株) J P ハイテックは、田島区検察庁から公訴を提起され、平成 21 年 12 月 8 日、田島簡易裁判所から罰金 10 万円の略式命令を受けた。

5. 指名停止措置理由

上記のことは、建設コンサルタント業務等に関し「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の別表第 1 第 8 号に該当する。

従って、本件については、2 週間の指名停止措置を行うものである。

工事請負契約に係る指名停止等の措置要領別表第 1 第 8 号

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 2 ヶ月以内

<発表記者会：宮城県政記者会、福島県政記者クラブ、東北電力記者会、東北専門記者会>

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 (TEL 022-225-2171) (代表)

総務部 契約課 課長 福士 富也 (内線 2511)

課長補佐 今 敦志 (内線 2512)